

介護予防通所リハビリテーション利用契約書

(契約の目的)

第 1条

介護老人保健施設所沢ロイヤルの丘（以下「当施設」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう介護予防通所リハビリテーションを提供します。一方、利用者、利用者の身元引受人あるいは当施設が求める連帯保証人（以下「身元引受人等」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(身元引受人)

第 2条

利用者は次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。

- ① 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者がサービス利用中に健康状態に急変が生じ医療機関に受診又は入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合のご遺体の引取をすること。
- 3 身元引受人が当施設、当施設の職員若しくは他の入所者及び通所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。
- 4 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(適用期間)

第 3条

本契約は、利用者が介護予防通所リハビリテーション利用契約書を当施設に提出したのち、効力を有します。但し、身元引受人等に変更があった場合は、新たに契約を得ること、あるいは所定の変更用紙を身元引受人が提出することとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約の内容の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第 4条

利用者及び身元引受人は、当施設に対し、介護予防通所終了の意思表示をすることに

より、本契約に基づく介護予防通所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第 5条

当施設は、利用者及び身元引受人等に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく介護予防通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立または要介護と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
- ④ 利用者及び身元引受人等が当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑥ 当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合
- ⑦ 第2条第1項から第3項に掲げる身元引受人の義務を怠り、もしくは放棄した場合
- ⑧ 利用者が他介護施設に入所または医療機関等に入院した場合
- ⑨ 利用者が死亡した場合

(サービス利用にあたっての禁止事項)

第 6条

下記行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

- ① 職員に対する暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
パワーハラスメント例
・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる 等
・怒鳴る、奇声、大声、恫喝等の威圧的な態度、理不尽な要求 等
セクシャルハラスメント例
・必要もなく体を触る、手を握る、性的な写真や映像を見せる、性的な話をする 等
カスタマーハラスメント例
・土下座を強要する、当施設に責任のない事由に対し執拗に謝罪を要求する 等
- ③ 無断で職員の写真や動画を撮影する、無断で録音等を行う、またその情報を無断でSNS等インターネットに投稿する 等
- ④ その他前各号に準ずる行為

(利用料金)

第 7条

利用者及び身元引受人等は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく介護予防通所リハビリテーションサービスの対価として、重要事項説明書に記載している利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額の改定があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、当月料金の合計額の請求書及び明細書を、翌月15日頃までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人等は、連帯して当施設に対し、当月の料金の合計額を翌月23日（土日祝の場合、翌営業日）に支払います。尚、支払いの方法は口座振替（引落し）を原則とします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人等から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人等の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。（領収書の再発行は致しません、大切に保管して下さい。）
- 4 利用者又は身元引受人等の極度額（責任保証の上限）は200万円とします。

（記録）

第8条

当施設は利用者の介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。（診療録についても5年間保管）保管方法については書面もしくは電子媒体となります。

- 2 当施設は利用者が前項の記録の閲覧、複写物を求めた場合には、事業所の規程に準じ、閲覧いただき、複写物を交付いたします。（別途料金がかかる場合があります。）但し、身元引受人等その他の者（利用者の代理人を含む。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第9条

当施設では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録等に記載します。

（緊急時の対応）

第10条

当施設は、現に介護予防通所リハビリテーションを行っているときに利用者の健康状態に急変が生じた場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取り必要な処置を行います。

- 2 介護予防通所リハビリテーション利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び身元引受人等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望または苦情等の申し出)

第11条

当施設は、利用者、身元引受人または利用者の親族からの相談、要望、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(賠償責任)

第12条

介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に伴って当施設の責任による事由により、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責任による事由により、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘
<事業所番号> 1152580059
<住所> 埼玉県所沢市北野三丁目1番地16
<代表者名> 理事長 矢吹 甚吾

利用者

<住所>

<氏名>

身元引受人

<住所>

<氏名>

(続柄)

(代理人)

<住所>

<氏名>

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

＜令和 7年 3月 1日現在＞

1 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘 介護予防通所リハビリテーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類

介護予防通所リハビリテーションサービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地

施設名称：医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘
介護予防通所リハビリテーション

所在地：埼玉県所沢市北野三丁目1番地16

法人名：医療法人 啓仁会

代表者名：理事長 矢吹 甚吾

電話番号：04-2947-1011

サービスの種類：介護予防通所リハビリテーション事業

介護保険事業者番号：1152580059

(3) 施設の職員体制

職種	従業者数	業務内容
医師	1名以上	医学的管理 勤務日：月、火、木、金
看護職員	1名以上	医学的管理に基づく看護
介護職員	4名以上	介護に関する全般
機能訓練指導員	2名以上	PT・OT・STによるリハビリテーション
支援相談員	1名以上	利用者及び身元引受人との相談・指導等
管理栄養士	1名以上	老健施設と兼務 栄養管理及び食品の安全衛生管理
介護支援専門員	1名以上	施設ケアプランの作成
事務職員	1名以上	施設内の庶務・総務
その他	必要数	施設内の環境整備等

(4) 施設の設備の概要

定員	50名	食堂兼機能回復訓練室	1室
静養室	1室	相談室	1室
浴室	一般浴室 特殊浴槽	送迎車	4台

2 サービスの内容

介護予防通所リハビリテーション計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、その他必要な介護を行います。

利用日 毎週 月曜日～土曜日 ※ 1月1日から翌年1月3日を除く
 利用時間 9時 から 17時まで

3 サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申込みください。当施設職員がお伺いいたします。「介護予防通所リハビリテーション計画」作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

4 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの内容の変更または中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、身元引受人に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

5 施設利用に当たっての留意事項

飲酒	飲酒は原則お断りさせていただきます。
喫煙	施設内は全館禁煙です。喫煙はご遠慮ください。
設備・備品の利用	定められた場所で注意をもって正しくご使用ください。
私物の持ち込み	品物によって制限させていただく場合があります。
貴重品の持ち込み	現金及び貴重品の持ち込みは原則禁止です。やむを得ない場合は必要最低限に留めて下さい。施設でのお預かりは致しません。貴重品の破損・紛失・盗難につきましては、一切責任を負いかねます。
宗教・政治活動	お断りいたします。
ペットの持ち込み	お断りいたします。
飲食物の持ち込み	医師、看護師にご相談ください。

※当施設が提供するサービスと直接関連のないご要望・ご相談等につきましては、ご期待に沿いかねる場合があります。

6 非常災害対策

① 防災設備

スプリンクラー、自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、消火器、屋内消火栓、非常通報装置、漏電報知器、カーテン布団等は防火性のあるものを使用しています。

- ② 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う。）
- ③ 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
- ④ 非常災害設備の使用方法の徹底 随時

7 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8 サービス内容に関する相談・苦情

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

担当 山科 宏之

電話：04-2947-1011

(受付時間 月～土曜日 9時～17時まで)

② その他

当施設以外に、行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

埼玉県国民健康保険団体連合会

電話：048-824-2568

所沢市役所介護保険課

電話：04-2998-9420

9 当施設のご利用におけるリスク説明

当施設では利用者の皆様が快適な生活を送れるよう、十分安全対策に努めておりますが、利用者様の身体状況や持ち合わせた病気や高齢者の一般的な特徴から、偶発的な事故を完全に防ぐことは困難であることをご理解ください。また、利用者様の皆様が各自で行われるトレーニング等に必ずしも職員の付き添いができません。その際、転倒等防ぎきれない事故が発生する場合があります。

一般的に高齢者は下記のような特徴があります。

- ① 若年者と比較し筋力・体力が低下している。
- ② 骨粗しょう症などの影響から、骨が脆くなっている。
- ③ 加齢や認知症の影響から、判断能力の低下、口渇感に気づきづらく脱水症状をきたしやすい。
- ④ 飲み込みの力が低下しており、誤嚥・誤飲による肺炎や窒息の危険性が高い。
- ⑤ 皮膚が薄く弱く、血管が脆いため、少しの衝撃で皮膚トラブルや出血を起こす。

当施設の生活においても、転倒による骨折や怪我、場合により命の危険を伴う事故等が生じる可能性があることをご承知おきください。また、緊急で対応が必要な場合は、身元引受人に連絡の上、救急搬送等の対応をさせていただきます。

10 当施設利用にあたっての留意事項

- ① 送迎時間の連絡 …契約時にお迎えとお帰りの時間を決めさせていただきます。
変更する場合は、事前にご連絡いたします。
- ② 健康管理 …来所後、看護職員による健康チェックを行います。
- ③ 体調不良等によるサービスの中止・変更
…発熱等で体調不良になられた場合は、入浴サービス等を中止

したり、容体が急変された場合は、サービスを中止させていただく場合があります。その場合、緊急連絡先にご連絡いたします。

- ④ 時間変更 …利用時間を変更される場合は、事前にお申し出ください。
- ⑤ 設備、器具の利用 …当施設の備付設備、器具のご利用は、原則として無料です。ご自宅でご利用されている車イス等の持ち込みは自由です。
- ⑥ 通常事業の実施地域…所沢市小手指・山口・荒幡・三ヶ島・林・北野・若狭・和ヶ原・西狭山ヶ丘・東狭山ヶ丘（一部）・上新井（一部）・狭山ヶ丘・糶谷・堀之内とする。

<介護予防通所リハビリテーション料金表>

1 介護予防通所リハビリテーション費〈大規模型〉（1月あたり）非課税

要介護度		基本料金	自己負担額
要支援1		23,428 円	2,343 円
	利用開始日より12月超の場合	-1,240 円	2,219 円
要支援2		43,675 円	4,368 円
	利用開始日より12月超の場合	-2,480 円	4,120 円

2 加算 要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

項目	単位	自己負担額
生活行為向上リハビリテーション実施加算	月	581 円
若年性認知症受入加算	月	248 円
栄養ケア加算	月	52 円
栄養改善加算	月	207 円
□腔・栄養クリニック 加算Ⅰ	6月に1回	21 円
□腔・栄養クリニック 加算Ⅱ	6月に1回	6 円
□腔機能向上加算Ⅰ	月2回まで	155 円
□腔機能向上加算Ⅱ	月2回まで	166 円
一体的サービス提供加算	月	496 円
科学的介護推進体制加算	月	42 円
退院時共同指導加算	1回	620 円
サービス提供体制加算Ⅰ 要支援1	月	91 円
サービス提供体制加算Ⅰ 要支援2		182 円

※上記以外に「介護職員等処遇改善加算」として所定単位数×86/1000が加算されます。

※サービス提供体制加算については、全ての通所リハビリ利用者様に加算となります。

※それ以外の項目については、該当する場合のみ加算となります。

※自己負担額の実際の請求額は端数処理の都合上10円未満の増減があります。

※上記の「自己負担額」は1割負担の概算表記です。2割負担、3割負担の方は各負担割合を乗じた額が目安となります（その他の利用料を除く）

3 その他の利用料（1日あたり）非課税

項目	内容	自己負担額
食費	食事サービス費	920 円
教養娯楽費	レクリエーション費用・新聞・雑誌等	150 円
理美容代		2,000 円
おむつ代	パンツ	400 円
	尿取りパット	200 円
	ナイト用	300 円

※特殊な行事（外食等）を行なう場合は、別途実費相当額をご請求させていただくことがあります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

令和 年 月 日

介護予防通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<所在地> 埼玉県所沢市北野三丁目1番地16

<名称> 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘
介護予防通所リハビリテーション

<説明者氏名>

個人情報利用目的

(令和7年3月1日現在)

介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 入退所等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当施設において行われる学生の実習への協力
- 当施設において行われる事例研究
- 当施設のホームページ等への写真等の情報掲載

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 外部監査機関への情報提供
- 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

